

2007年6月18日

埼玉県教育委員会
教育長 島村和男 様

埼玉県教職員組合
中央執行委員長 浅井 勉

教育課程研究協議会に関わる要求書

教育に関わって「教育再生」の名の下に教育基本法が変えられ、現在、学校教育法の「改正」も国会で審議されています。こうした動きの中で、文科省が次期学習指導要領策定をすすめているとされています。また学校における教育課程の問題をめぐっては、「総合的な学習の時間」の扱い、「選択授業」や「習熟度別授業」、「絶対評価」の問題など、教職員がすすめる日々の教育活動の中で多くの課題が生じています。

一方、県教委がすすめる「教育に関する『3つの達成目標』」に関する現場のとりくみや「学習状況調査」、文部科学省による全国一斉学力テストの実施は、教育課程に責任を負って教育活動をすすめる学校で矛盾を引き起こしています。教育行政が示した「目標」とそれにもとづく「教育計画」や「検証」のためのテストやアンケートが持ち込まれることによって、教育の自主性が妨げられ、多くの時間が費やされることとなっています。

こうした状況の中、今年度も「教育課程研究協議会」が開催されます。私たちは、行政当局がすすめる研修会であっても、教員の自主性・自発性を最大限に保障し、憲法の示す学問の自由にもとづいた真理・真実を追究する教育研究が保障されることが重要と考えます。

この立場から、7月に各地区で開催される「教育課程研究協議会」において下記事項を十分に保障することを要求します。

記

1. 参加者の決定については、各学校の自主性を尊重すること。
2. やむを得ない事情が生じた場合には、参加を強制しないこと。
3. 運営を民主的に行い、参加者の自由な発言を保障すること。また、参加者の質問や疑問に明確に答え、研究協議の時間を十分に保障するよう各地区運営委員会・各教育事務所に対して指導助言を行うこと。
4. 質問に対してかみ合った回答を行うようにすること。また、即答が無理な課題については、後日各教育委員会・校長を通じて本人に回答するよう各地区運営委員会・各教育事務所に対して指導助言を行うこと。
5. 研究内容が、今後の教育活動や子どもたちの発達課題に見合うものとなるよう各地区運営委員会・各教育事務所に対して指導助言を行うこと。
6. 研究協議で出された要望・意見のうち、文部科学省への照会を要するものについては直ちにこれを上げて、その回答結果を学校に伝えること。また、学校に新たに伝える必要のあるものについても、速やかに実行に移すこと。
7. 参加者に報告書の作成を求める場合、その研究協議を行う時間を十分にとること。
8. 会場や時間設定など、参加者に無理のないものにする。
9. 総合的な学習の時間や選択教科の拡大などに関する教育条件整備の要求に対して、責任をもって回答できる担当者を各地区研究協議会に配置すること。
10. 1～9の項目で確認された事項について、各教育事務所(各地区運営委員会)・各教育委員会・各校長に確実に連絡し、職場との認識のずれがないようにすること。